

くらしの

鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.11

困ったときは、早めに相談を

消費者相談

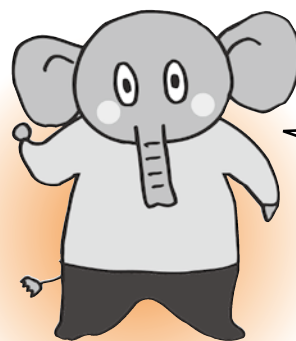
(市役所2階 相談室)

毎週水曜日10時～15時

悪質商法にご用心

送り付け商法編

注文していない商品を一方的に送り付けて代金を請求する商法を「送り付け商法」と言います。受け取った以上は支払う必要があると消費者が勘違いをして支払うことを狙った商法です。



困った時は相談して
ほじく〜

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん



今年4月から「出雲市生活・消費相談センター」を市役所2階に開設し、6月末までに180件の相談がありました。消費者問題や生活困窮、多重債務などについて、気軽に相談してください。

無料法律相談(要予約)も実施しています。

☎21-6682

事例

先日、頼んでもいないのに全く見知らぬ業者から書籍が送られてきました。9千円の請求書も同封されており、どのようにしたらよいでしょうか。

🔒 だまされないためのかぎ

- 一方的に送り付けられただけでは、代金の支払いも返送の必要もありません。
- 送り付け商法の場合は、商品が届いた日から14日(あるいは事業者に取り取るように伝えた日から7日)を経過すれば商品を自由に処分することができます。
- 代金引換で届くこともあり、家族が注文したと早合点せず、不明なものは受け取らないようにしましょう。

広報 いずも 第80号

編集:広報情報課
〒693-8530 出雲市今市町109-1
TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509
Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

毎月第2・4木曜日発行

(発行日を一部変更する月があります)

発行日:平成20年(2008)7月10日

発行:出雲市

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212
佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444
多伎支所 TEL86-3111

固定資産税(都市計画税)第2期
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
第1期の納期は

7月16日(水)～
7月31日(木)です。

期限までに忘れず納めましょう

●市民税課(TEL21-6703)●